## 経済産業省

官 印 省 略 20170913 電委第 1 号 平成 2 9年 1 1 月 2 1 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

原価算定期間に相当する年数が経過した後に経済産業省が毎年度 行う定期的な評価について(回答)

平成29年9月13日付け20170912資第7号により貴職から当委員会に意見を求められた原価算定期間に相当する年数が経過した後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について、審査を行いました。

審査の結果、当該定期的な評価については、下記の対象事業者に関して、電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(20160325資第12号)第2(7)④に照らし、値下げ認可申請の必要があるとは認められませんでした。

## (対象事業者)

•	北海道雷	力株式会社

- ・東北電力株式会社
- ・東京電力エナジーパートナー株式会社
- 北陸電力株式会社
- 中部電力株式会社
- 中国電力株式会社
- 四国電力株式会社
- 九州電力株式会社
- 沖縄電力株式会社

法人番号 4430001022351 法人番号 4370001011311 法人番号 8010001166930 法人番号 7230001003022 法人番号 3180001017428 法人番号 4240001006753 法人番号 9470001001933 法人番号 4290001007004 法人番号 3360001008565